

明治安田の終身保険
しんきんらいふ 終身MY

エブリバディ
Everybody II

5年ごと配当付利率変動型一時払特別終身保険



2026年4月版

特に重要な
お知らせ
(契約概要・注意喚起情報)
兼
商品パンフレット

<input checked="" type="checkbox"/> 指定通貨	<input checked="" type="checkbox"/> 払込方法	<input checked="" type="checkbox"/> 保険期間	<input checked="" type="checkbox"/> 健康状態の告知
円 米ドル 豪ドル	平準払 一時払	有期 終身	必要 不要

大切な家族のために
まとまった資金で、
「もしものとき」にそなえたい



安心をお届けする
一時払終身保険

「万一の場合、大切な家族の生活を守りたい。」
しんきんらいふ終身MYは、そんなあなたの想いを応援します。

この商品には「為替リスク」
「金利変動リスク」はありません

為替リスク

金利変動リスク (市場価格調整)

ご契約前に必ずお読みください。

- 「特に重要なお知らせ (契約概要・注意喚起情報)」は、ご契約のお申し込みの際の重要な事項を契約概要、注意喚起情報として記載しています。ご契約前に内容を十分にご確認・ご了解のうえ、お申し込みください。
- 特に、保険金等をお支払いできない場合等、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分については、必ずご確認ください。
- ご契約内容に関する詳細は「ご契約のしおり 定款・約款」に記載しておりますのであわせてご確認ください。



この商品は明治安田生命保険相互会社を引受保険会社とする**生命保険**です。
預金とは異なり、また、元本割れすることがあります。

一時払終身保険のお申し込みは当金庫へ。

この街と生きていく

SHINKIN 信用金庫

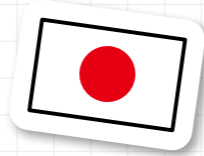
引受保険会社

明治安田

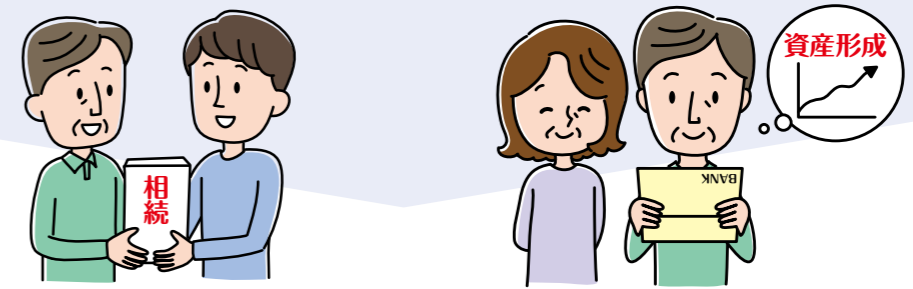
1.当保険は、預金保険制度の対象ではありません。
2.当保険は預金と異なり元本の保証はありません。

商品 特徴

まとまった資金を
円貨建で長期（10年目安）に
運用しながら、終身にわたる
死亡保障を準備するための
円貨建一時払
終身保険です。



「相続」にそなえつつ、 「資産形成」に役立てたい



- 大切な家族のため、保障をふやして残したい
- 為替や金利の影響を受けない円貨建商品で資産形成に役立てたい

→くわしくは5・6ページへ

お客さま専用サイト
MYほけんページ →くわしくは7ページへ

MYほけんページに登録することで、ご契約内容の確認やお手続き等ができます。

- 商品のしくみは →くわしくは5・6ページへ
- アフターフォローは →くわしくは7～10ページへ

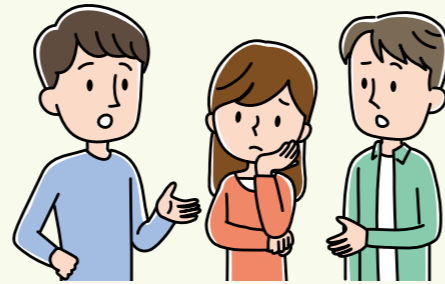
ご家族とご自身の将来について、
ぜひお考えください。

万一のことがあった場合…

あなたの財産がどのように
分割されるかご存じですか？

- 遺言がない場合、相続人による「遺産分割協議」で配分が決まるため、あなたの意思が反映されとは限りません。
- 「相続」が「争族」になるケースもあります。

あなたの気持ちを
示しておきたいと
思いませんか？

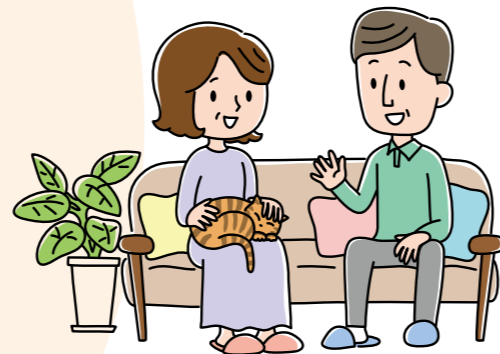


ご自身の将来のために…

あなたの将来のための
ご準備はされていますか？

- ライフステージにあわせて、ご家族やご自身のために資金が必要になる場合もあります。
- 「万一の場合」だけでなく、老後生活資金の確保についても、考える必要があります。

笑顔で過ごせる将来のため
ご準備をしませんか？



生命保険を選択肢の一つとして考えてみませんか

生命保険ならではの特徴

万一のことがあった場合…

あらかじめご指定いただいた受取人が
受け取ることができます。

原則、
遺産分割協議
は不要

ご契約いただく際に「死亡保険金受取人」をご指定いただくため、将来どなたが
どれだけ受け取るかを、ご自身の意思で決めておくことが可能です*1。

*1 死亡保険金受取人には、ご指定いただける続柄の範囲があります。

すみやかに現金を受け取ることができます。

死亡保険金受取人があらかじめ決まっているため、原則として遺産分割協議
の対象から外れます*2。

死亡保険金受取人による手続きにより、すみやかに現金化することが可能
です。

*2 生命保険金は、死亡保険金受取人固有の財産とされています。

ただし、相続人の間に著しい不公平が生じる場合には、死亡保険金受取人固有の財産とみなされない可能性があります。



すみやかに
現金化

さらに、**死亡保険金には相続税の非課税枠**
(500万円×法定相続人の数)
があります。

「ご契約者と被保険者が同一で、死亡保険金受取人
が相続人の場合」に限ります。上記の「法定相続人の
数」には、相続を放棄した人も含みます。

※上記の取り扱いは、2026年3月現在の税制に基づいており、
将来変更される場合があります。



配偶者

長男

長女

(例) 法定相続人が3人の場合

500万円×3人=1,500万円が非課税扱い

ご自身の将来のために…

死亡保障にかえて、ご自身が受け取ることもできます。

将来、ニーズの変化があり、解約・一部解約をされた場合、死亡保障にかえて返戻金をご契約者がお受け取りいただけます。

※一定期間内に解約された場合の返戻金は、一時払保険料を下回ります。

※解約された場合、ご契約は消滅します。

※解約や一部解約時に、課税が発生する場合があります。

4ページをご覧ください

商品のしくみ

! この商品の解約返戻金は契約日から一定期間内は、既払込保険料相当額(一時払保険料)を下回ります。また、第1保険期間(契約日から5年間)の解約返戻金は、既払込保険料相当額(一時払保険料)が上限となります。

特徴 1 5年後に保障が増加する円貨建の一時払終身保険です

- 第1保険期間(契約日から5年間)の死亡給付金は既払込保険料相当額(一時払保険料)と同額ですが、第2保険期間の死亡保険金は増加します。
- 職業告知のみでご加入いただけます。

! 第2保険期間の死亡保険金は、予定利率・契約年齢・性別により異なります。

特徴 2 15年間の死亡保険金・解約返戻金は契約日に確定します

- 契約日から15年間の死亡保険金・解約返戻金は契約日に確定します。
- 解約返戻金は、期間の経過とともに増加します。

! 解約返戻金は、ご契約後一定期間内は既払込保険料相当額(一時払保険料)を下回ります。第1保険期間中の解約返戻金は、既払込保険料相当額(一時払保険料)が上限となります。解約返戻金は、契約年齢・性別・経過年月数等により異なります。

特徴 3 死亡保障の増加が期待できます

- 契約日から15年ごとに到来する予定利率計算基準日の予定利率が最低保証予定利率(0.25%)を上回る場合は、死亡保険金が増加します。
- 一度増加した死亡保険金はその後減ることはありません。

! 最後の予定利率計算基準日を過ぎると、予定利率を更新しないため、死亡保険金は増加しません。

商品のしくみ [イメージ図]

契約年齢範囲(契約日における満年齢)

第1保険期間	被保険者
5年	60歳~90歳

入金・運用通貨



健康告知

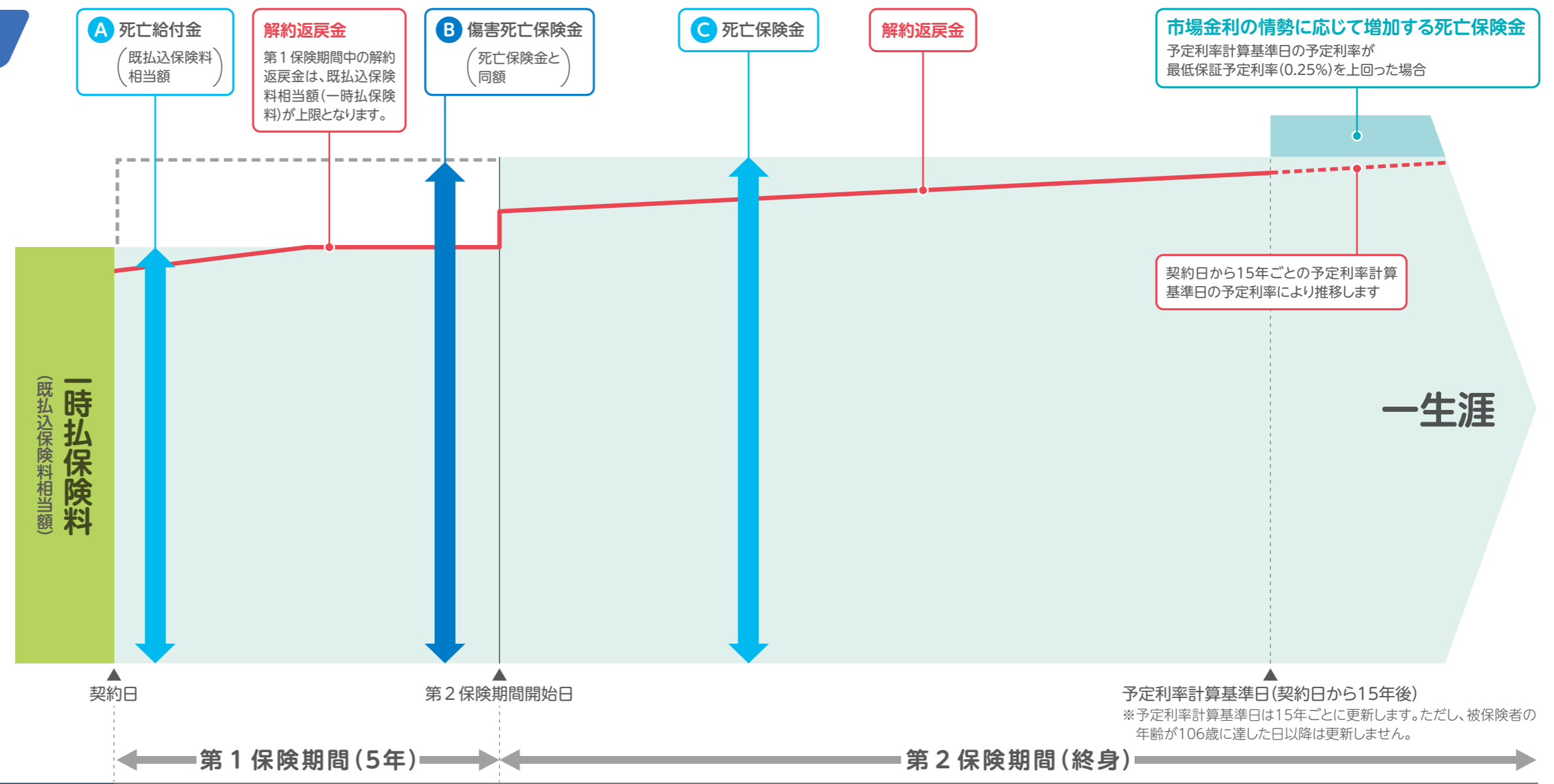
なし(職業告知のみ)

契約日

被保険者が告知をした日、または明治安田が一時払保険料相当額を受け取った日(指定口座への着金日)のいずれか遅い日となります。

予定利率

予定利率は毎月2回(1日と16日)、明治安田が設定します。契約日の予定利率は、予定利率計算基準日の前日まで適用します。なお、一時払保険料が予定利率でそのまま複利運用されるものではありません。



お支払いする保険金額等	不慮の事故で死亡されたとき		不慮の事故以外で死亡されたとき	
		B 傷害死亡保険金	A 死亡給付金	C 死亡保険金

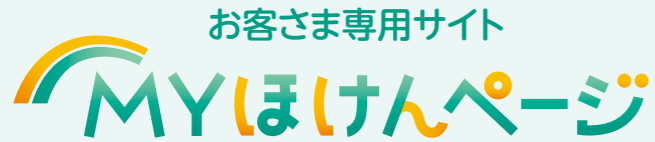
商品パンフレット

特に重要なお知らせ

契約概要

注意喚起情報

充実したアフターフォロー



お客さま専用サイト

MYほけんページの登録方法については21・22ページをご覧ください。

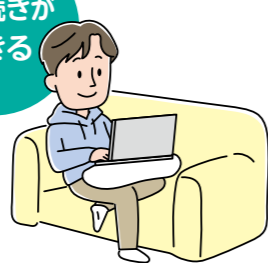
「MYほけんページ」では、ご契約内容の確認やお手続き等ができます

ご契約内容がわかる



家からでも外出先からでもご契約内容を確認できます

お手続きができる



ご契約者住所等の変更や解約手続きができます*1

メールでご案内が届く



各種サービスのご案内等をメールでお知らせします*2

【WEB解約の受付時間は次のとおりです】

WEB解約



月曜～日曜 8:00～23:00

*1 WEBでの解約手続きには、受取口座とワンタイムパスワードを受信するための携帯電話番号の事前登録が必要です。また、受取口座への着金には、お手続きから3営業日程度かかります。
*2 MYほけんページへのメールアドレスの事前登録が必要です。

ご契約後の明治安田からのご案内

ご契約後	<p>①ご契約締結内容通知書</p> <ul style="list-style-type: none"> ●送付方法：簡易書留 ●発送時期：通常、契約成立後3営業日程度で発送 ※ただし、お申込内容により、さらに日数を要する場合があります。
	<p>②【MYほけんページIDのお知らせ】または【MYほけんページIDのご案内】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●発送時期：契約成立後2週間程度で発送 ※受取口座の登録状況等により通知名称は異なります。 <p>通知に記載のIDでMYほけんページをご利用ください。</p>
	<p>③生命保険料控除証明書（控除証明書はご契約年のみの発送）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●1月1日から9月30日までのご契約 → 9月下旬～10月下旬頃に発送 ●10月1日から12月31日までのご契約 → ご契約成立後に随時発送
保険期間中	<p>④明治安田からのお知らせ</p> <ul style="list-style-type: none"> ●原則、年1回発送いたします(契約応当月の3か月前) ※複数の契約にご加入いただいている際は、明治安田が代表契約を選定します。

※上記以外にもご案内することがあります。
※これらのサービス・取扱条件は、2026年4月現在のものであり、将来変更される場合があります。

電話サービス

ご契約内容がわかる



照会日時点のご契約内容を確認できます

書類のご請求やお手続きができる



死亡保険金等の手続き書類やお受取人等の変更書類のご請求、解約手続きができます*3*4

*3 ご請求は契約者ご本人様(死亡保険金のご請求はお受取人さま)からお願いいたします。
*4 受取口座への着金にはお手続きから2営業日程度かかります。また、「一部解約」は電話解約の対象外です。

⚠️ 電話解約のお手続きには、**受取口座と、携帯電話番号または暗証番号の事前登録が必要です。**

明治安田
コミュニケーションセンター

ようこそ ハロー

0120-453-860

月曜～金曜 9:00～18:00
土曜 9:00～17:00
(いずれも祝日・年末年始を除く)

【電話解約の受付時間は次のとおりです】

電話解約



月曜～金曜 9:00～18:00

ホームページ(チャットサービス等)

手続き方法の確認などは、ホームページ上の「チャットボット」やフォーム入力の「かんたんお手続きフォーム」を24時間365日ご利用いただけます。ホームページの「よくあるご質問」もご活用ください。

チャットボット等のご利用はこちら



よくあるご質問のご利用はこちら



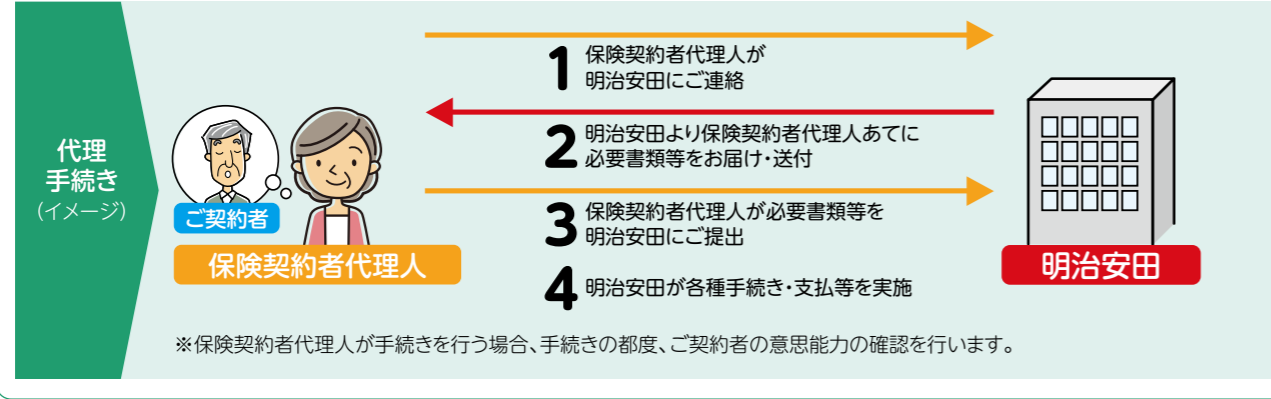
～確実なお支払いのための取り組み～

お客さまに確かな安心をお届けするためにご高齢者にも優しい制度をご用意しています。

契約者手続サポート制度(保険契約者代理特約)

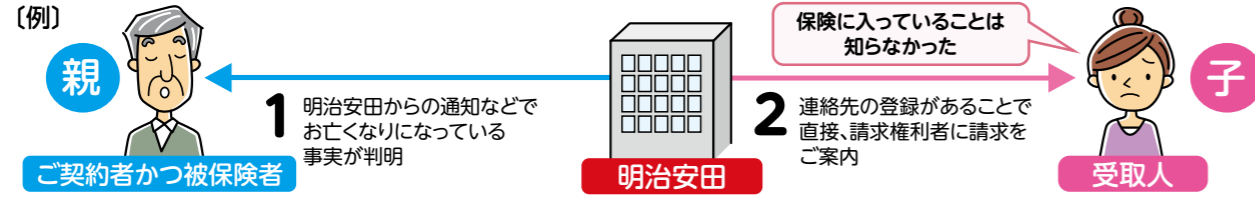
例えば、ご契約者が認知症などで意思表示が難しくなってしまった場合…

ご契約者が、ご契約に関するお手続きをする意思表示が困難な場合などに、あらかじめ指定された保険契約者代理人が、ご契約者に代わって所定のお手続きを行うことができます。ご契約後、MYほけんページでのみ保険契約者代理特約を付加することができ、本制度をご利用できます(お申込手続き時には、付加することができません)。



ご契約関係者の連絡先登録

ご契約関係者(被保険者・受取人)のご連絡先を新たに登録いただくことで、請求権利者と直接連絡をとることが可能となり、より確実・迅速なお支払いを実現いたします。



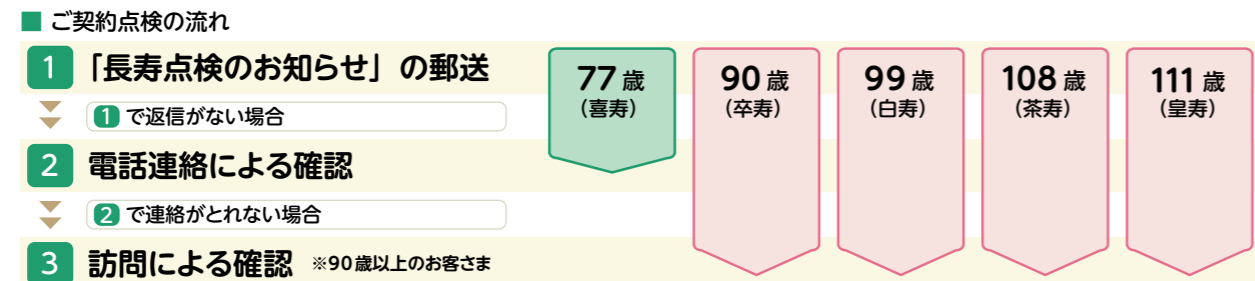
MY安心ファミリー登録制度

あらかじめご契約者以外の連絡先(第二連絡先)を登録いただくことで、明治安田からお客さまへの連絡をしっかりとフォローします。



MY長寿ご契約点検制度

保険金等を確実にお支払いするため、長寿の節目を迎えられるご契約者に、保険金等のご請求やご連絡先・受取人変更の有無を確認する明治安田独自の制度です。



「MYアシスト+(プラス)」制度

生命保険のお手続きの際に加齢に伴う視力・聴力の低下や長期療養および後遺症等により、**自筆困難等のご自身でのお手続きが難しいお客さまをサポートします。**

※お客さまに意思能力があることが前提です
※新契約のお手続きは除きます

サポートメニュー お手続きの内容に応じて…

明治安田職員による代筆



丁寧な説明と聞き取り
ご自宅等に明治安田職員が訪問し、お手続きの代筆をいたします
※本制度に登録がなくても明治安田職員による代筆の利用は可能です

「MYアシスト+(プラス)」制度にお申し込みいただくと…



登録番号からお客さまを特定し、担当者がご相談内容を確認いたします

さらにアシスト・デスクを用意



ご契約内容やお手続きについて、専任の担当者が電話やメールで直接回答いたします

※これらのサービス・取扱条件は、2026年4月現在のものであり、将来変更される場合があります。

みんなの健活サービス

明治安田は、「健康に向けた前向きな活動=健活」に一緒に取り組む「みんなの健活プロジェクト」の一環として、病気の予防・早期発見や重症化予防等に役立つさまざまなサービスをご用意しています。

明治安田のサービスはWEB(MYほけんページ)および電話でご利用いただけます。

MYほけんページにて
ご利用いただけるサービスです。

明治安田ホームページからアクセスしてください。

電話で
ご利用いただけるサービスです。

お手元にMYほけんページIDもしくは生命保険証券番号のいずれかをご用意ください。

早期発見・受診・治療

検診予約サービス

“けんしん”(健康診断・がん検診)を全国の医療機関から比較検討することができます。価格、検査コース等の条件を設定し、WEBからかんたんに検索・予約できます。

提供:マーン(株)

オンライン診療サービス

ご自宅等にいながら、インターネットを通じて病院やクリニックの診療を受けていただくことができます。

提供:(株)MICIN

専門家による電話相談

24時間健康相談サービス

保健師・看護師等が、ご自身やご家族の健康・妊娠・育児に関する電話相談を24時間無料でお受けいたします。

提供:ティーベック(株)

介護・障がい相談サービス

ケアマネジャーや社会福祉士等が、介護・障がいに関する電話相談を24時間無料でお受けいたします。

提供:明治安田システム・テクノロジー(株) 介護の広場本部/ティーベック(株)

※上記のサービスの他にも、お客さまの健康状態に応じた幅広いラインアップをご用意しています。

サービスのご利用については、MYほけんページでご確認いただくか、明治安田コミュニケーションセンターにお問い合わせください。

※「みんなの健活サービス」は、各業務委託先が提供しており、サービス内容・品質については明治安田生命保険相互会社が保証するものではありません。サービスのご利用は、お客さまの判断のもとに行ってください。万一、サービス提供を受けた結果、損害・紛争が発生しても明治安田生命保険相互会社は責任を負いかねます。

※サービスのご利用には所定の条件がございます。ご要望にそえない場合もございますので、ご利用条件の詳細、ご不明な点は各業務委託先へお電話にてご相談ください。

※サービスのご利用には「健康・医療・介護等に関するサービス取扱規定」が適用されます。

※サービスの内容は、2026年4月現在のものであり、予告なく中止、変更される場合がありますのであらかじめご了承ください。

契約概要

- 「契約概要」には、商品内容に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しています。
- 「契約概要」に記載されたお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表の事例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項等についての詳細ならびに主な保険用語の説明等については、「ご契約のしおり 定款・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

1. 引受保険会社の名称と住所等について

- **名称** 明治安田生命保険相互会社
- **住所** 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1
- **連絡先** 明治安田コミュニケーションセンター TEL 0120-453-860
ホームページアドレス <https://www.meijiyasuda.co.jp/>

2. 商品の特長について

■ 保険商品の名称(正式名称)

5年ごと配当付利率変動型一時払特別終身保険

■ 商品の特長

この保険は、生涯にわたる保障をご準備いただける保険であり、以下の特長があります。

- 第1保険期間(契約日から5年間)の死亡給付金は既払込保険料相当額(一時払保険料)と同額ですが、第2保険期間の死亡保険金は増加します。
- 契約日から15年間の死亡保険金・解約返戻金は契約日に確定します。
- 解約返戻金は、期間の経過とともに増加します。
- 契約日から15年ごとに到来する予定利率計算基準日の予定利率が最低保証予定利率(0.25%)を上回る場合は、死亡保険金が増加します。
- 一度増加した死亡保険金はその後減ることはありません。

■ 商品のしくみ(イメージ図)

商品のしくみについては、5・6ページをご覧ください。

3. 保障内容について

■ 保険金等のお支払事由

保険金の種類	お支払いする場合	お支払額	受取人
第1保険期間	傷害死亡保険金*1	被保険者が、第1保険期間中に不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日以内に死亡したとき	死亡保険金額
	死亡給付金	被保険者が、第1保険期間中に死亡した場合で、かつ、傷害死亡保険金の支払事由に該当しなかったとき	既払込保険料相当額*2
第2保険期間	死亡保険金	被保険者が、第2保険期間中に死亡したとき	契約日の年齢・性別・予定利率に応じて定まる死亡保険金額*3

*1 特定感染症を原因として死亡した場合はお支払いの対象とはなりません。

*2 既払込保険料相当額は一時払保険料相当額となります。ただし、保険契約の一部解約が行われた場合には、次の算式によって計算される金額となります。

$\text{一部解約直前の既払込保険料相当額} \times \{1 - (\text{保険契約の一部解約の割合})\}$

*3 予定利率計算基準日における予定利率が最低保証予定利率を上回る場合は、金額が増加します。ただし、最後の予定利率計算基準日を過ぎると、予定利率を更新しないため、金額は増加しません。

※傷害死亡保険金と死亡給付金は、重複してお支払いしません。

※高度障害保険金はありません。

※保険金等は、年金支払い、すえ置支払いはありません。

■ 保険金等をお支払いできない場合

保険金等をお支払いできない場合の主な事由については、16ページの「注意喚起情報 4.次のような場合には、保険金等をお支払いできないことがあります」をご覧ください。

■ 特約について

保険契約者代理特約(契約者手続サポート制度)

- ご契約者が、ご契約に関するお手続きをする意思表示が困難な場合などに、あらかじめ指定された保険契約者代理人が、ご契約者に代わって所定のお手続きを行うことができます。
- ご契約後、MYほけんページでのみ保険契約者代理特約を付加することができます(お申込手続き時には、付加することができません)。

所定のお手続き	住所変更、保険金額の減額、解約などの、ご契約者が行うご契約に関するお手続きが対象となります。ただし、次のお手続きは対象外です。 <ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者の変更手続き*1 ・保険契約者代理人の変更手続き ・保険金等の受取人の変更手続き ・ご契約者と被保険者が同一人である場合の、被保険者の同意を要する手続き
保険契約者代理人	保険契約者代理人は1名とし、ご契約者に代わって行う手続き時における、次のいずれかの者です。 <p>①ご契約者の戸籍上の配偶者 ②ご契約者の直系血族(祖父・祖母・父・母・子・孫など) ③ご契約者の兄弟姉妹 ④ご契約者の3親等内の親族(配偶者の父母・おじ・おば・おい・めいなど) ⑤次のいずれかの者で、ご契約者のために手続きをする適切な関係があると明治安田が認めた者*2</p> ア. 上記の①から④までの者以外で、ご契約者と同居している者(内縁関係(事実婚)の配偶者、同性パートナー*3など) イ. ご契約者から委任を受ける等により、ご契約者の財産の管理を行っている者*4(保険契約者代理人の取り扱いが受けられない場合) 保険契約者代理人がお手続き時において、次のいずれかに該当する場合は、保険契約者代理人としての取り扱いを受けることはできません。 <ul style="list-style-type: none"> ・未成年者*5 ・成年被後見人*5 ・破産者で復権を得ない者 また、保険契約者代理人が、ご契約者をお手続きを行う意思表示が困難な状態などに故意に該当させた場合も保険契約者代理人としての取り扱いを受けることはできません。

- *1 被保険者と保険契約者代理人が異なる場合の、被保険者を新たなご契約者とする変更手続きは、代理可能な手続きです。
- *2 明治安田が定める書類の提出により、ア、イ、いずれかの者に当たること、および、適切な関係があることが確認できる者に限ります。
- *3 男女の婚姻関係と異ならない程度の事実を備える、戸籍上の性別が同一である社会生活関係の相手方をいいます。
- *4 会社等の団体(団体の代表者を含みます)を除きます。
- *5 保険契約者代理人としての取り扱いを受けることができない未成年者や成年被後見人の親権者や後見人も、手続きはできません。

■ 予定利率について

予定利率	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月2回(1日と16日)、明治安田が設定します。 ・契約日および予定利率計算基準日における予定利率を、次の予定利率計算基準日の前日まで適用します。 ・一時払保険料が予定利率でそのまま複利運用されるものではありません。
予定利率計算基準日	<ul style="list-style-type: none"> ・予定利率を更新する日です。契約日から15年ごとの年単位の契約応当日とします。 ・ただし、被保険者の年齢が106歳に達した日以降は更新しません。
最低保証予定利率	<ul style="list-style-type: none"> ・予定利率計算基準日に適用される予定利率は、最低保証予定利率を下回ることはありません。 ・この商品の予定利率計算基準日における最低保証予定利率は0.25%です。

4. お申し込みに際して

■ この商品は生命保険です。

この商品は明治安田生命保険相互会社を引受保険会社とする生命保険です。このため、預金とは異なり、預金保険制度の対象ではなく、また、元本割れすることがあります。

■ お取り扱いの内容

保険料の払込方法		一時払		
保険期間		終身		
被保険者年齢		60歳～90歳(満年齢)		
一時払保険料	被保険者年齢	最低	60歳～90歳	300万円
		最高①	60歳～65歳	第2保険期間開始日の死亡保険金3億円に対応する保険料
			66歳～90歳	第2保険期間開始日の死亡保険金2億円に対応する保険料
取扱単位		10万円		
告知		職業告知		
死亡保険金受取人の範囲		原則、被保険者の配偶者、3親等内の親族		
増額		取り扱いません		
一部解約		取り扱います (10万円以上、10万円単位。一部解約後の第2保険期間の死亡保険金額が150万円以上必要)		
死亡保険金等の据え置き				
死亡保険金・解約返戻金等の年金支払		取り扱いません		
契約者貸付				

- ① 同一被保険者がすでに明治安田の商品に加入済の場合は、上記金額までご加入いただけないことがあります。 ※市場金利の情勢等によっては、お取り扱いしない場合があります。 ※ご契約の具体的な内容につきましては、ご契約締結内容通知書を必ずご確認ください。

5. 配当金・解約返戻金について

■ 配当金

- ・配当金は、毎年の決算実績を5年ごとに通算して剰余金が生じた場合、ご契約後6年目から5年ごとの契約応当日にお支払いします。ただし、決算実績によっては配当金をお支払いできないことがあります。
- ・配当金は明治安田所定の利率*で積み立てておき、ご契約者から請求があったとき、または、保険金等(解約返戻金)をお支払いするときにあわせてお支払いします。
 - *この利率は金利水準等の状況変化により変動することがあります。適用される利率については明治安田ホームページ(裏表紙参照)でご確認ください。

■ 解約返戻金

- ・保険期間中はいつでも契約を解約して解約返戻金を受け取ることができます。なお、解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。
- ・ご契約後一定期間内に解約された場合の返戻金は既払込保険料相当額(一時払保険料)を下回ります。
- ・くわしくは、17ページの「注意喚起情報 5.解約・一部解約と返戻金について」をご覧ください。

注意喚起 情報

- 「注意喚起情報」には、ご契約のお申し込みの際に特にご注意いただきたい事項を記載しています。
- 特に、保険金等をお支払いできない場合等、お客さまにとって不利益な情報が記載された部分については、あらかじめご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。
- この「注意喚起情報」のほか、ご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり 定款・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

1. 8日以内であれば、お申し込みの撤回またはご契約の解除をすることができます (クーリング・オフ制度)

- ご契約の申込日または本書面の交付日のいずれか遅い日から、その日を含めて8日以内(土・日・祝日、年末年始等の休日を含みます)であれば、書面または電磁的記録*によりお申し込みの撤回またはご契約の解除(以下「お申し込みの撤回等」)をすることができます。この場合には、お払い込みいただいた金額をお返しいたします。

*電磁的記録によるお申し出の主たる窓口として、明治安田ホームページ(裏表紙参照)の専用申出フォーム(以下「専用申出フォーム」)からお申し出いただく方法を設定しております。

※お申し込みの撤回等のお手続き終了までには、お申込内容の確認等のために時間を要する場合があります。また、すでにご契約締結内容通知書を発送している場合があります。

- お申し込みの撤回等は、書面の発信時(郵便の消印日付)または専用申出フォームによるお申し出時に効力を生じます。書面によるお申し込みの撤回等の場合は、郵便により次の①～③の内容を記載した書面を明治安田あて上記期限内に発信してください。

①ご契約者の氏名(自署)・フリガナ・住所・電話番号

②保険契約申込日・商品名・一時払保険料・契約者ご本人名義の返金先口座(金融機関・支店名、預金種目、口座番号、口座名義人氏名[カナ・漢字])

③お申し込みの撤回等をする旨の文言

【書面の送付先】

〒135-0016 東京都江東区東陽2-2-11
明治安田生命保険相互会社
金融代理店サービスオフィス

※書面は、個人情報保護の観点から、封書によるお申し出をお勧めします。

【お申し込みの撤回等の書面記入例】

明治安田生命保険相互会社 行
私は20〇〇年〇月〇日に〇〇銀行〇〇支店にて
申し込んだ下記契約の申し込みを撤回します。

申込者(ご契約者)	フリガナ	〇〇〇〇〇
商品名		〇〇〇〇〇
一時払保険料		〇〇〇,〇〇〇円
返金先口座		〇〇銀行 〇〇支店
(契約者 ご本人口座に 限ります)	普通 口座番号	〇〇〇〇〇〇〇〇
	口座名義人	フリガナ 〇〇〇〇〇
住所		〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
電話番号		〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
		(日中連絡先を記載ください)
		氏名 〇〇〇〇〇
		(ご契約者が自署してください)

参照 クーリング・オフ制度について詳しくは、「ご契約のしおり 定款・約款」をご確認ください。

2. 職業等について、ありのままを告知してください(告知義務)

- ご契約者や被保険者には職業等について告知をしていただく義務があります。生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから危険度の高い職業に従事されている方等が無条件に契約されると、保険料負担の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、職業等、明治安田がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。

- 告知受領権(告知をお受けできる権限)は明治安田が有しています。募集代理店の担当者(生命保険募集人)には告知受領権がなく、担当者に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。
 - 明治安田の確認担当職員または明治安田で委託した確認担当者が、ご契約のお申し込み後、ご契約のお申込内容等について確認させていただくことがあります。
 - 告知いただくことがらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日から2年以内であれば、明治安田は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。
 - 募集代理店の担当者(生命保険募集人)等が、告知をすることを妨げた場合または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、明治安田はご契約を解除することはできません。ただし、明治安田がおたずねした告知事項について、担当者等によるこうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が事実を告げなかった場合または事実でないことを告げたと認められる場合には、明治安田はご契約を解除することができます。
- ※ご契約を解除した場合には、たとえ保険金等をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。この場合には、解約の際にお支払いする返戻金があればご契約者にお支払いします。

3. 告知と一時払保険料相当額のお払い込みがともに完了したときから、 明治安田はご契約上の責任を開始します(保障の開始)

- お申し込みいただいたご契約を明治安田が承諾した場合には、告知と一時払保険料相当額のお払い込みがともに完了したときから、ご契約上の保障が開始されます。
- 募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと明治安田の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して明治安田が承諾したときに有効に成立します。

4. 次のような場合には、保険金等をお支払いできないことがあります

- 免責事由に該当する場合(例:責任開始日から3年以内における被保険者の自殺による死亡、ご契約者または死亡保険金受取人の故意による被保険者死亡等)。
- 傷害死亡保険金について責任開始時前に発生した不慮の事故による傷害を原因とする場合。
- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約が告知義務違反により解除となった場合。
- 保険金等を詐取する目的で事故を起こしたとき(未遂を含みます)や、ご契約者、被保険者または死亡保険金受取人が、反社会的勢力に該当すると認められたとき等、重大事由によりご契約が解除された場合。
- 保険契約について、詐欺の行為がありご契約が取消しとなった場合や、保険金等の不法取得目的の行為がありご契約が無効となった場合。

5. 解約・一部解約と返戻金について

- 解約はいつでもお取り扱いいたします。ただし、解約された場合、その保険の持つ効力はすべて失われます。
- お払い込みいただいた保険料は預貯金とは異なり、一部は保険金等のお支払いやご契約の締結・維持に必要な経費にあてられます。それらを除いた残額としてあらかじめ定められた金額が、解約の際に払い戻されます。

第1 保険期間(ご契約から5年間)

死亡給付金が既払込保険料相当額であるため*、解約された場合の返戻金は既払込保険料相当額を上限とします。

- ・ 契約年齢・性別・経過年月数等によって異なりますが、ご契約後一定期間内に解約された場合の返戻金は、既払込保険料相当額を下回ります。
- ・ また、明治安田が将来の保険金支払いのために積み立てた金額(責任準備金)が既払込保険料相当額(死亡給付金額)を上回ったときの返戻金は、既払込保険料相当額を限度とします(したがいまして、返戻金は責任準備金を下回ります)。

*この保険は、第2 保険期間の死亡保険金・責任準備金を増やすため、第1 保険期間の死亡給付金を既払込保険料相当額に抑えています。

第2 保険期間(第1 保険期間満了日の翌日から終身)

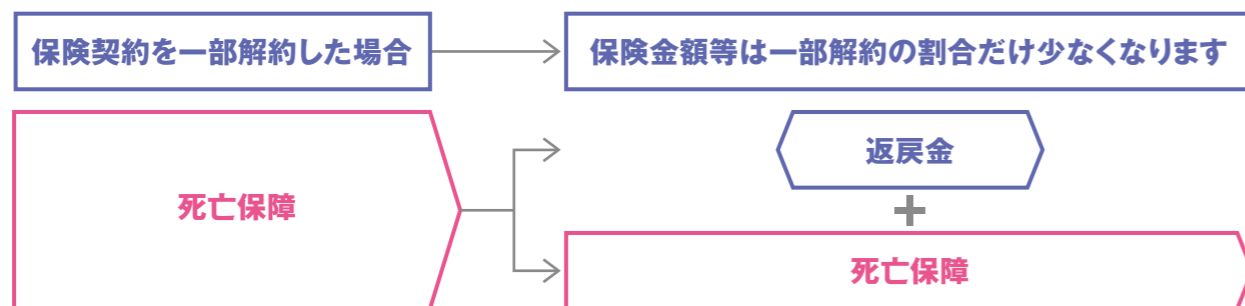
解約された場合の返戻金は責任準備金と同額であり、期間の経過とともに増加します。

保険契約の一部解約について

明治安田所定の範囲内で、いつでも保険契約を一部解約することができます(一部解約後の第2 保険期間における死亡保険金額は150万円以上必要)。この場合、一部解約の割合に応じて返戻金を受け取ることができますが、死亡保険金等もその割合に応じて減額されます。

※ご契約後一定期間内に一部解約された場合の返戻金は、一部解約部分に対応する既払込保険料相当額を下回ります。

[一部解約のイメージ図]



6. 保険金額等が削減される場合について

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額等が削減されることがあります。

- 明治安田は生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額等が削減されることがあります。

詳細に関するお問い合わせ先:

生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820

[月曜～金曜(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時]

ホームページ <https://www.seihohogo.jp/>

7. 現在ご契約の保険契約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申し込みをご検討されている方へ

- 現在ご契約の保険契約を解約、減額するときは、一般的に次の点について、ご契約者にとって不利益となります。
- ・ 多くの場合、返戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。
- ・ 新たなご契約は、現在のご契約と予定利率等が異なる場合があります。予定利率等が異なった場合、新たなご契約の保険金・給付金等は現在のご契約の金額を下回る場合があります。
- ・ 現在のご契約と新たなご契約とで支払事由が異なることにより、現在のご契約の保障内容が新たなご契約では保障されない場合があります。
- ・ 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失う場合があります。
- ・ 一般の契約と同様に告知義務があります。告知内容によっては、新たなご契約のお申し込みをお断りしたり、正しい告知をされなかったためにご契約が解除・取消しとなる場合があります。

8. 相互会社の社員の権利義務について

- 明治安田は相互会社の形態をとっており、保険業法に基づき、意思決定機関として「総代会」を設置しています。相互会社では、ご契約者お一人おひとりが会社の構成員すなわち「社員」となります。社員の権利には、保険金等の支払請求権、社員の代表たる総代を選出する社員投票の権利等があり、主な義務としては保険料の払込義務があります。

9. 生命保険の税金について

■ 生命保険料控除について

お払い込みいただいた一時払保険料は、その年の一般の生命保険料控除の対象となります。その年にお払い込みいただいた他の生命保険料と合算し、一定の金額が総所得金額から控除されます。

※一時払のため、当該年のみの適用となります。ご契約2年目以降は適用の対象となりません。

※個人年金保険料控除、介護医療保険料控除の対象とはなりません。

■ 解約返戻金のお受け取り時にかかる税金について

所得税(一時所得)・復興特別所得税・住民税が課税されます。

$$\text{一時所得の課税対象額} = \{ \text{解約返戻金} - \text{必要経費(既払込保険料)} - \text{特別控除(50万円を限度とする)} \} \times 1/2$$

※他の一時所得と合算します。

※「必要経費」とは既払込保険料です。ただし減額された際の必要経費は、返戻金が既払込保険料以下の場合、返戻金と同額となり課税所得は発生しません(最終的に解約返戻金受取時に清算されます)。

■ 死亡保険金等受取時にかかる税金について

死亡保険金等受取時には、ご契約者(保険料負担者)・被保険者・死亡保険金受取人の関係によって、相続税、所得税(一時所得)・復興特別所得税・住民税、または贈与税が課税されます。

※ご契約者と被保険者が同一で、死亡保険金受取人が相続人の場合、500万円×法定相続人の数(相続を放棄した人を含む)が非課税扱いとなります。

【ご契約例】	ご契約者(保険料負担者)	被保険者	死亡保険金受取人	税の種類
①	本人	本人	配偶者(子)	相続税
②	本人	配偶者(子)	本人	所得税(一時所得)・復興特別所得税・住民税
③	本人	配偶者(子)	子(配偶者)	贈与税

※くわしくは、「ご契約のしおり 定款・約款」をご覧ください。

※本書面に記載されている税務の取り扱い等については、2026年3月現在の税制に基づくものです。今後、税制の変更に伴い、保険料のお払い込み、保全お手続き、保険金等のお受け取り、相続等に関する税務の取り扱いが変わる場合があります。なお、個別の取り扱いについては、所轄の税務署や税理士等専門家に必ずご相談・ご確認ください。

10. 生命保険のお手続きやご契約に関する苦情・ご相談について

■ ご契約に関する苦情・ご相談、ご契約内容のご照会、各種お手続きについては、「明治安田コミュニケーションセンター」へご連絡ください。

明治安田コミュニケーションセンター
月曜～金曜9:00～18:00 土曜9:00～17:00
(いずれも祝日・年末年始を除く)

ようこそ ハロー
0120-453-860

■ この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人 生命保険協会です。

■ 一般社団法人 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・ご照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。

(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)

なお、生命保険相談所が苦情のお申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、ご契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者等の正当な利益の保護を図っております。

11. 保険金等のご請求について

■ 電話での解約手続きには、受取口座と、携帯電話番号または暗証番号の事前登録が必要です。また、WEBでの解約手続きには、受取口座とワンタイムパスワード受信のための携帯電話番号の事前登録が必要です。

■ お客さまからのご請求に応じて、保険金等のお支払いを行う必要がありますので、保険金等のお支払事由が生じた場合だけでなく、お支払いの可能性があるとと思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに「明治安田コミュニケーションセンター」にご連絡ください。

■ 明治安田からのお手続きに関するお知らせ等、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者がご住所等を変更された場合には、必ず明治安田にご連絡ください。

■ お支払事由が発生する事象、ご請求手続き、保険金等をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、「ご契約のしおり 定款・約款」・ホームページ(裏表紙参照)に記載しておりますので、あわせてご確認ください。

ご契約のしおり 定款・約款(MY Web約款)のご案内

「ご契約のしおり 定款・約款」は以下の2種類の方法でご確認いただけます。

1 二次元コード(下記コード)



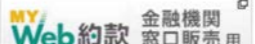
こちらからアクセスして、

「いつでも」「どこでも」「簡単に」

ご確認いただけます



2 明治安田ホームページ (<https://www.meijiyasuda.co.jp/>) からのご確認いただけます。

明治安田トップページの「コンテンツ」から  を選択ください。

■ 「ご契約のしおり 定款・約款」の冊子をご希望のお客さま

・お申し込み手続きの際に、「ご契約のしおり 定款・約款」の冊子をご希望を確認させていただいております。ご希望いただきましたご契約者には、後日送付いたします。

・お申し込み後でも、「ご契約のしおり 定款・約款」の冊子をご希望される場合は請求いただくことができます。ご希望の場合は、明治安田コミュニケーションセンターへお申し出ください。

※これらのサービス・取扱条件は、2026年4月現在のものであり、将来変更される場合があります。

MYほけんページの初期登録の方法

STEP 1 「MYほけんページ」紹介ページへアクセス

1 お手元に「MYほけんページIDのお知らせ」をご準備ください。

▼MYほけんページIDのお知らせ

MYほけんページID 999-9999-9999-99999



★契約成立後、2週間程度で発送しますので、到着後は大切に保管ください。
★封書で通知される場合があります。

2 スマートフォン等で二次元コードを読み取り、明治安田公式ホームページ内の「MYほけんページ」紹介ページへアクセスしてください。

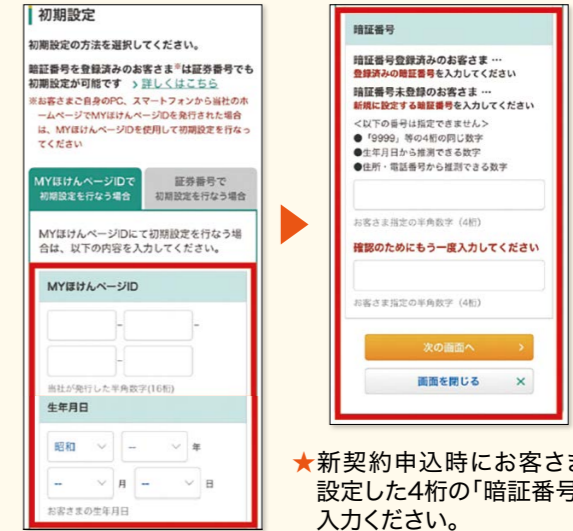


STEP 2 初期設定

3 「新規登録」を押下後、「②ログインパスワード登録」まで画面をスクロールしてください。登録済みの暗証番号(4桁)を「覚えている」、ログインパスワードについて「初めての登録」を押下ください。



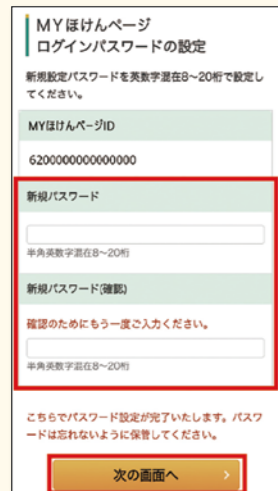
4 「MYほけんページID」、「生年月日」、「登録済みの暗証番号(4桁)★」を入力し、「次の画面へ」を押下ください。



★新契約申込時にお客さまが設定した4桁の「暗証番号」を入力ください。

STEP 3 ログインパスワードの設定

5 「ログインパスワード」を設定してください。英数字混在8~20桁で入力後、「次の画面へ」を押下ください。



「ログインパスワード」の設定が完了したら、「ログイン」を押下ください。「ログインパスワード」は忘れないようにメモをとるなど、お客さまご自身で管理ください。

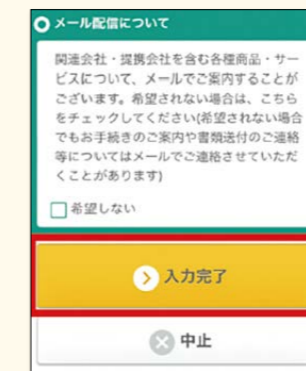
6 4で入力した「登録済みの暗証番号(4桁)★」を再入力し、「送信」を押下ください。



★新契約申込時にお客さまが設定した4桁の「暗証番号」を入力ください。

STEP 4 メールアドレスの登録

7 メールアドレスの登録をしてください。「登録・変更」にチェックを入れ、メールアドレスを入力してください。



「入力完了」を押下すると「MYほけんページ」のご利用が可能になります。

ご契約の際には、「ご契約のしおり 定款・約款」および本書面をご確認ください。

「ご契約のしおり 定款・約款」はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等についてご説明しています。

〔「ご契約のしおり 定款・約款」記載事項の例〕

- お申し込みの撤回または解除(クーリング・オフ制度)について
- 告知義務について
- 保険金等をお支払いできない場合について
- 配当金について
- 解約と返戻金について
- 生命保険契約者保護機構について

「特に重要なお知らせ(契約概要・注意喚起情報)」はお申し込みいただくご契約の内容や、ご契約にともなう重要なことからのうち、特にご確認ください事項を記載しています。

生命保険募集人について

募集代理店の担当者(生命保険募集人)は、お客さまと明治安田の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して明治安田が承諾したときに有効に成立します。

募集代理店からのお知らせ

- この商品にご契約いただくか否かが、募集代理店におけるお客さまの他のお取引に影響を及ぼすことはありません。
- 募集代理店の苦情・ご相談の受付先については募集代理店にご確認ください。
- この商品は明治安田生命保険相互会社を引受保険会社とする**生命保険**です。このため、預金とは異なり、預金保険制度の対象ではなく、また、元本割れすることがあります。

明治安田コミュニケーションセンター

月曜～金曜9:00～18:00 土曜9:00～17:00
(いずれも祝日・年末年始を除く)



ようこそ ハロー
0120-453-860

募集代理店

引受保険会社

明治安田生命保険相互会社

本社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1
電話 03-3283-8111(代表)
ホームページ <https://www.meijiyasuda.co.jp/>